

情報アクセシビリティ対応の 公共調達での強制と技術基準

2019年1月16日

東洋大学名誉教授

山田 肇

米国の公共調達法制と技術基準

- 障害を持つアメリカ人法ADA
 - 障害による差別を禁止する適用範囲の広い人権法。ADA違反の民事訴訟多数
 - その下で例えば、電気通信法255条は「電気通信機器・サービスは障害者がアクセス可能である義務」
- リハビリテーション法508条
 - 連邦政府が調達するICT機器・サービスは障害者がアクセス可能である義務
- ICT機器・サービスについて「508条技術基準」を2001年に制定、2017年に改定

欧州の公共調達法制と技術基準

- 二つの欧州指令 (DIRECTIVES)
 - (公共調達一般) 2014/24/EU on public procurement
 - (公共ウェブサイト) 2016/2102 on the accessibility of the websites and mobile applications of public sector bodies
- 順守方法が各国裁量に委ねられる欧州指令に代え、共通法 European Accessibility Act を制定するよう欧州議会で審議中
- 技術基準として「EN 301 549」を2015年に制定

なぜ公共調達なのか

- 国民は企業を選択できるが公共機関は選択できないため、公的に提供されるICT機器・サービスはアクセシビリティに対応すべき
- アクセシビリティ対応は公共機関での障害者雇用を促進する効果
- 公共調達規模に誘引されて企業がアクセシビリティ対応に動くため、民生市場にプラスの影響（OECDのGeneral government spending dataによれば、日本では2016年にGDP比39%）

なぜ法制と技術基準はセットなのか

- 急速に進歩するICT技術について基準を法制に書き込むとイノベーションを阻害する恐れ
 - 例えば、テレビ放送への字幕付与を完全義務化するか、音声認識機能を組み込んだテレビを生むか。後者の可能性を残すにはセット形式が適切
- 法制と技術基準をセットで運用するのは通常形式
 - 例えば、電波法・放送法の下で、電波産業会ARIBがデジタル放送の技術基準を定めている

なぜ準拠を強制するのか

- 強制しなければ、無視する公共機関も出て、バラバラになるため
 - (例)わが国では「みんなの公共サイト運用モデル」でウェブサイトのJIS準拠を求めたが、画像PDFのハザードマップが地方公共団体サイトに数多く残存等、課題が山積
- 法制には強制規定(Enforcement)を組み込む必要
 - (例)米国リハビリテーション法508条には、苦情申し立て(Complaints)規定

米国508条の強制規定(私訳)

- (苦情) 障害のある人は、連邦機関が電子および情報技術の提供に関して508条を遵守しなかったと主張する苦情を申し立てることができる
- (行政の対応) 提起された苦情は、違反しているとされた連邦機関に提起されるものとする。苦情を受けた連邦機関は、施策に関する差別の申し立てを解決するために、設定された苦情処理手順を適用するものとする

米国508条の経済効果試算

US Access Board “Final Regulatory Impact Analysis” (2017)

- 2018年から27年までに実現する累積利益
 - 連邦政府職員の生産性が向上する利益
528.5百万ドル
 - 連邦サイトのアクセシビリティ対応が障害者に与える利益
31.5百万ドル
 - 連邦政府に対する電話問い合わせ削減が生む利益
246.9百万ドル

欧米の技術基準と国際標準の関係

- 米国と欧州は国際整合を意識
 - 米国508条技術基準改定作業に欧州、カナダ、オーストラリア、日本が参加
 - 欧州はEN 301 549作成時に米国と協議
 - 両者はISO、IEC等の国際標準を利用
- ウェブの技術基準など一致部分も多いが、欧米間にも国際標準との間にも不整合が多く残り、地域を越えた人々と機器・サービスの移動には障壁

不整合を分析したJEITA出版予定の EN翻訳：解説の一部

- ISO規格が規定する光過敏性発作の低減のための要求事項詳細がENにない
- ENが規定する音声の音量への配慮はISO規格にない
- 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・認知障害などへの基本的技術基準（機能的性能）は、ENよりもISO規格が詳細
- ENは生体認証を「唯一の認証手段としない」よう求めるが、508は二種類以上あれば許容
- サポート文書（マニュアル）には、ビルトインされたアクセシビリティ機能と支援技術によって実現する代替機能の双方を記述しなければならないなど、508が詳細
- その他、数値基準の相違多数

今後の方向(私案)

- アクセシビリティは障害者権利条約で重点項目の一つ。ICT公共調達での強制を公共調達法の制定で実現
- ISO、IECでの国際標準化をリードしてきたわが国のリーダーシップで、真に国際整合した技術基準を日米欧協調で作成し活用
- 技術基準への準拠の程度を個々の機器・サービスごとに確認でき、個々の障害者に適切に案内し、導入を支援する情報提供システムの開発